

福津市水防計画書

—令和7年度—



福 津 市

目 次

福津市水防計画書.....	0
目 次.....	0
第1章 総則.....	1
第1 目的.....	1
第2 用語の定義.....	1
第3 水防の責任.....	4
第4 水防計画の作成及び変更.....	7
第5 津波における留意事項.....	8
第6 安全配慮.....	8
第2章 水防組織.....	8
第1 水防本部の機構.....	8
第2 設置の基準.....	10
第3 準備配備.....	10
第4 水防本部.....	11
第3章 水防活動.....	12
第1 動員配備体制.....	12
第2 水防本部各班の出動.....	12
第4章 連絡通報体制.....	13
第1 水防連絡通報系統.....	13
第2 気象予報及び水防警報の連絡通報.....	14
第3 水防警報.....	15
第4 雨量及び水位の通報.....	16
第5 決壊等の通報.....	17
第6 水防に関する広報.....	17
第5章 重要水防区域.....	17
第6章 予防及び警報.....	17
第1 気象庁が行う予防及び警報.....	17
第7章 自衛隊及び警察官の出動要請.....	22
第1 自衛隊の出動要請.....	22
第2 警察官の災害派遣要請.....	24
第8章 水防施設及び資機材.....	24
第1 水防倉庫.....	24
第2 資材の取扱.....	24
第9章 水防標識.....	24
第1 緊急通行標識.....	24
第2 優先通行車両標識.....	24
第10章 水防報告と記録.....	25
第1 水防報告.....	25
第2 水防記録.....	25
第11章 避難及び立退き.....	25
第1 立退き指示.....	25
第2 避難情報の伝達.....	25
第12章 費用負担及び公用負担.....	26
第1 費用負担.....	26

第2 公用負担	26
第13章 資料の提出及び立入	27
第14章 水防訓練	28
第1 実施要項	28
第2 水防訓練の実施期間	28
第15章 水防協議会	28
■ 添付資料	29
別表1 福津市水防本部の分掌事務	30
別表1 福津市水防本部の分掌事務	31
別表1 福津市水防本部の分掌事務	32
別表1 福津市水防本部の分掌事務	33
別表2 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所	34
別図1 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所位置図	35
別表3 水防活動実施報告書	36
別表4 水防訓練報告書	37
別表5 水防日誌	38
別表6 水防資材受払簿	39
別表7 水防倉庫	40
別表8 市内資材業者及び資材の手持状況	40
別表9 市内における自動車・重機等所有状況	41
別表10 福津市水防会議メンバー	42
別表11 福津市消防団水防活動配置表	43
別表12 福津市水防通信系統図(自治会名簿)	44
別表13 水防発生危険箇所一覧表	45
別図2 水害発生危険箇所位置図	46
別表14 重要水防箇所(知事管理区間)	47

第1章 総則

第1 目的

本計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、福津市域の水防計画を作成し、水防上必要な水防組織、重要水防区域、水位、通信連絡、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用等について定め、市域の河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1)水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

(2)指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。

(3)水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。

(4)消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。

(5)消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう(法第2条第5項)。

(6)水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7)量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。

(8)水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

(9)洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。

(10)水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。

(11)水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。

(12)水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の2)。

(13)水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の3)。

(14)水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15)水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16)氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17)避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条の3)。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(第15条の6)。

第3 水防の責任

市は、水防法第3条に定めるところに従い、水防組織、水防施設、器具及び資材の整備をはかるとともに、その区域における水防を十分に果たさなければならない。

■水防責任とその内容

責任者	事項	内容	水防法
市	市の水防責任	○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。	第3条
市 防 災 会 議	浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置	○市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第15条 第1項
		○市防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第15条 第2項
市 長	水位の通報及び公表	○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第12条 第1項
	浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置	○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第15条 第3項

責任者	事 項	内 容	水防法
	水防団及び消防機関の出動	○水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。	第17条
	立退きの指示	○洪水又は高潮などの氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 ○水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	第29条
気 象 台 長 福 岡 管 区	洪水予報の発表と通知	○気象庁長官は、気象等の状況により津波、高潮又は洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第10条 第1項
国 土 交 通 大 臣 ／ 福 津 市 該 当 無 し	国の機関が行う洪水予報及び通知	○国土交通大臣は、指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第10条 第2項
	水位周知河川の水位到着情報の通知及び周知	○国土交通大臣は、指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第13条 第1項
	洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知	○国土交通大臣は、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。	第14条 第1項
	雨水出水浸水想定区域	○前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。	第14条 第2項

責任者	事項	内容	水防法
	高潮浸水 想定区域	○国土交通大臣は、浸水想定区域を指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。	第14条 第3項
	水防警報の 発表	○国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表しなければならない。	第16条 第1項
	水防警報の 通知	○国土交通大臣は、前項の規定により水防警報を発表したときは、直ちにその警報事項を県知事に通知しなければならない。	第16条 第2項
		○国土交通大臣は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。	第16条 第4項
県	県の 水防責任	○県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。	第3条 の6
	国の機関が 行う洪水予 報	○県知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。	第10条 第3項
	県知事が行う 洪水予報	○県知事は、指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第11条 第1項
		○県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。	第11条 第2項
県知事	県知事が行う 水位情報の 通知及び周 知	○県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第13条 第2項
	水防警報	○県知事は、河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表しなければならない。	第16条 第1項

責任者	事項	内容	水防法
		○県知事は、水防警報を発表したとき、又は国土交通大臣から水防警報の発表の通知を受けたときは、県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。	第16条 第3項
		○国土交通大臣又は県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。	第16条 第4項
警察官	警察官の援助	○水防管理者から水防のため必要な出動援助の依頼(警察署長に対して)があったときは、警察官は協力する。	第22条
電気通信事業者	水防通信	○電気通信事業者は、国土交通大臣、県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が水防上緊急を要する通信が必要なとき、その事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することに協力しなければならない。	第27条
又は地下街等の所有者 管理者	浸水想定区域における避難確保及び浸水防止のための措置	○市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。	第15条 第2項
市民	居住者等の水防義務	○水防管理者、水防団長又は消防機関の長から要請があった場合、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防に従事しなければならない。	第24条

※報道機関:放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

※量水標管理者:量水標等の管理者

※地下街等:地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

第4 水防計画の作成及び変更

(1)水防計画の作成及び変更

市は、毎年、都道府県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2)水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1 水防本部の機構

市は、水防警報(水防法第16条の3)等の発表を受け、水防活動の必要が生じたとき、公共の安全を保持するため、又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮(以下「水害等」という。)のおそれがあると認められ、これによる被害を軽減するなど、危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて、庁内に水防本部(P8参照)を設置するものとし、事務局を防災安全課内に置く。

ただし、福津市災害対策本部条例(平成17年1月24日条例第97号)に定める福津市災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織に編入される。

■福津市水防本部組織図（令和7年4月1日現在）

福津市水防本部		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等	所在	
本 部 会 議	本部長	市長				
	副本部長	副市長				
	本部長付	教育長 消防団長				
	本部員※	総務部長 (本部統括部長) 都市整備部長 (本部統括部長付) 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 経済産業部長 教育部長 こども家庭部長 市民共働部長 防災安全課長	総務班 (総務部長) (議会事務局長) (経営企画部長)	総務部	総務課	
					人事秘書課	
					管財課	
					防災安全課	
				経営企画部	経営戦略課	
					財政調整課	
		議会事務局	議事課			
		会計課				
		監査事務局				
		市民生活班 (市民生活部長)	市民生活部	市民課		
				保険年金医療課		
				人権政策課		
				男女共同参画推進室		
				税務課		
				収納課		
		保健福祉班 (健康福祉部長) (こども家庭部長)	健康福祉部	福祉課		
				高齢者サービス課		
				いきいき健康課		
			こども家庭部	こども課		
				子育て世代包括支援課		
		生活環境班 (市民共働部長) (経済産業部長)	市民共働部	うみがめ課		
				地域コミュニティ課		
			経済産業部	農林水産課		
				観光振興課		
				商工振興課		
				農業委員会事務局		
		建設班 (都市整備部長)	都市整備部	建設課		
				都市計画課		
		上下水道班 (都市整備部長)	都市整備部	下水道課		
		文教班 (教育部長)	教育部	教育総務課		
				学校教育課		
				郷育推進課		
				文化財課		
				新設小学校準備室		
		水防団 (消防団長)	消防団	消防団本部	他	
				消防団分団	他	
				宗像地区事務組合	他	

※印は、水防警戒本部員

第2 設置の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準

配備	配備基準	活動内容	配備要員
予備配備 (注意配備)	○福津市に、大雨、洪水、津波、高潮の警報が発表された場合 ○その他防災安全課長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、警戒	防災安全課 〔防災担当職員〕
準備配備 (警戒本部)	○福津市に、大雨、洪水、津波、高潮の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○その他総務部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、伝達、警戒 ・連絡調整 ・河川氾濫注意水位の対応	警戒本部全員 防災安全課 ※課局室長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団
第1配備 (本部設置)	○福津市に、大雨、洪水、津波、高潮の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、あるいは、市内の一部に被害が発生した場合 ○その他本部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡廻 ・被害調査 ・局所的な応急対策活動 ・河川避難判断水位の対応	本部会議全員 全課局室長 防災安全課 ※課局室長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団
第2配備 (本部設置)	○市内の数箇所被害が発生するおそれがある場合、あるいは発生した場合 ○その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	本部会議全員 全課局室長 防災安全課 ※課局室長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団
第3配備 (本部設置)	○市内の全域に被害が発生するおそれがある場合、あるいは発生した場合 ○その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	職員全員 ※消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員は、マスコミ報道、防災メール・まもるくん(福岡県)等から警報情報等を入手するとともに、可能な限り自宅待機する。

※ 各配備で参集する職員は、各課等で予め決めておく。

第3 準備配備

総務部長は、非常事態に備えて事前の体制確立が必要であると認めた場合、準備配備体制をとる。

■本部員の活動

- 被害情報の収集及び分析
- 県及び防災関係機関からの情報収集及び分析
- 初期応急対策及び配備体制の検討
- 待機した職員は、非常時連絡網の確認並びに関係課職員の緊急時動員体制を確立させる。
- 総務部長は、準備配備を職員に指示した場合、その旨を市長に報告する。

第4 水防本部

市長は、市内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合において、水防推進のため緊急対策が必要であると認めた場合、市長は第1配備体制以降の体制をとる。

1 水防本部の設置及び廃止の通知等

本部長(市長)は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに県知事へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部(北九州県土整備事務所宗像支所)を経由する。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話等
関 係 機 関	○ 防災行政無線、一般電話等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、報道機関等
報 道 機 関	○ 一般電話、口頭、文書等

2 出動の報告

本部長(市長)は、水防本部各班を出動させたときは、直ちに防災関係機関及び県知事に報告する。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部(北九州県土整備事務所宗像支所)を経由する。

3 水防本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、水防本部を廃止する。

4 水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、「別表1 福津市水防本部の分掌事務」のとおりである。

なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

5 設置、指揮の権限

水防本部の設置及び指揮は、本部長が行う。

本部長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で水防本部の指揮を代行する。

■代行順位

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	都市整備部長
------	-----	------	------	------	--------

6 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会議の招集は原則として本部長が行う。

各班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは本部長に要請することができる。

■協議事項

- 災害応急対策の総合調整に関すること
- 県災害対策本部との協議に関すること
- 職員の動員・配備体制に関すること
- 避難指示等及び警戒区域の設定に関すること
- 関係機関への応援要請に関すること
- 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること
- 高齢者等避難、避難指示(以下「避難指示等」という。)の発令に関すること

第3章 水防活動

第1 動員配備体制

本部長は、水防警報が発表されたときから、その危険が解消されるまでの間はその他水防上必要があると認めるときは、水防各班を出動させ水防活動配備につかせる。ただし、配備職員の安全管理を図らなくてはならない。

また、所属職員を通常勤務から水防非常体制への切換えを迅速かつ的確に行うとともに、事態に即応して勤務者を適宜交代休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑かつ完璧を期した配備とする。

第2 水防本部各班の出動

1 監視及び警戒

消防団長は、団員に区域内を随時巡視させ、河川堤防、その他水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

2 非常警戒

水防本部各班は、出動命令を受けたときから水防区域の監視、警備を厳にし、特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに本部長に報告するとともに水防作業を開始する。

3 警戒区域の設定

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立入禁止若しくは制限し、又はその区域内の居住者若しくは水防現場にいる者を水防に従事させる。

4 避難の指示・誘導

本部長は、警戒区域で住民の生命、財産に危険があると認めるときは、高齢者等避難・避難指示を発する。

高齢者等避難・避難指示が発せられた場合、避難所派遣職員は指定緊急避難場所及びその他の指定避難所(

別表2 指定、別図1 参照)を開設するとともに、水防本部各班は避難者に対して適切な避難誘導を行う。

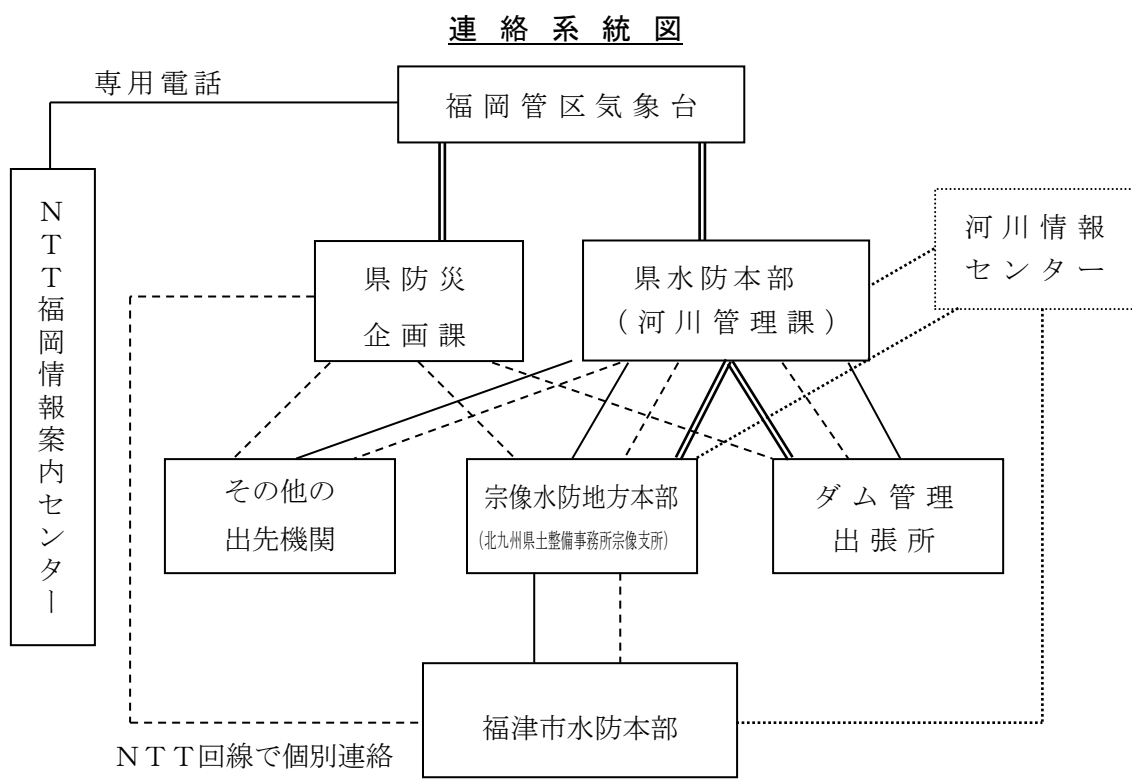
5 重要公共施設の警戒

学校、その他市の重要公共施設の長は、各々の所属職員をもって警戒にあたり、水防上必要があると認められた場合、直ちに本部長に報告するとともに、必要な措置を講じる。

第4章 連絡通報体制

第1 水防連絡通報系統

水防本部を中心とした水防連絡通報系統は、次のとおりとする。



- 凡例**
- 予警報一斉伝達装置
 - 有線電話
 - - - - 無線電話
 - 河川情報センターとのホットライン(端末機設置機関のみ)

(参考) 気象情報の種別(関係分)

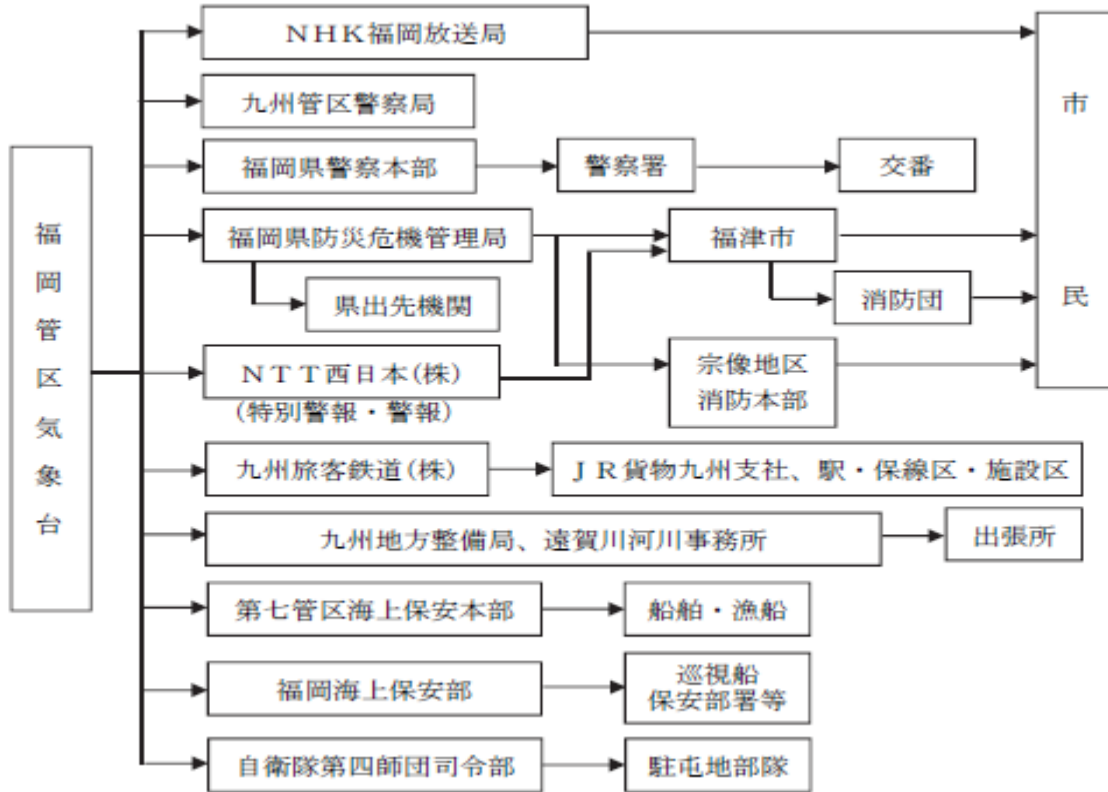
- 1 警報 暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報で重大な災害のおそれのある場合。
- 2 注意報 大雨注意報、洪水注意報、波浪注意報、高潮注意報等で被害が予想されるとき。
- 3 情報 注意報、警報を補足説明するもの。

※P18 福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準一覧表を参照。

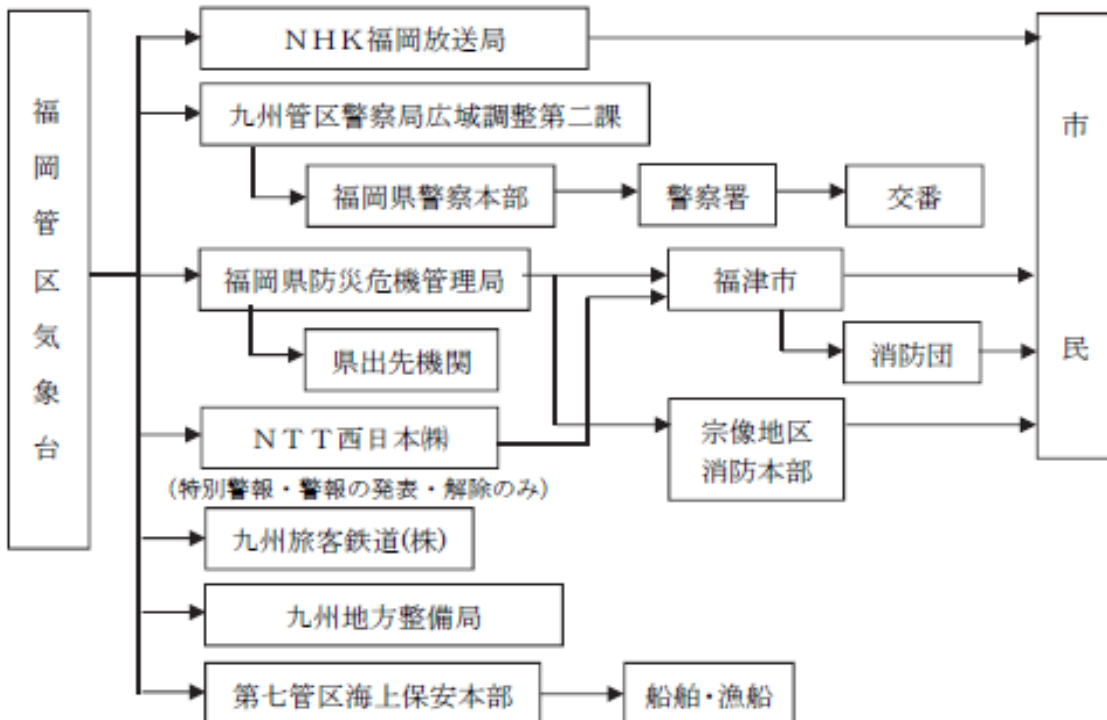
第2 気象予報及び水防警報の連絡通報

水防本部は、気象予報及び水防警報を適確に收受し、状況に応じ迅速に市民及び関係団体へ連絡通報するものとする。

1 洪水等の場合



2 津波の場合



第3 水防警報

1 水防警報の種類

県知事は、それぞれ指定する市域の河川(西郷川)について洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報(水防法第16条)、水位情報(水防法第12条)を発表する。

■水防警報の各段階の状況と指示事項など

段階	区分	状況	市への指示等	指示の方法
第1	待機	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話
第2	準備	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと	FAX 電話
第3	出動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第4	警戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第5	嚴重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第6	解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防機関の出動態勢の解除	FAX 電話

注) 福津市水防本部の設置及び解除については、宗像水防地方本部に対して確実に伝達しておくこと

2 水位情報

宗像水防地方本部からの水防警報等発表の根拠となる水防警報河川は、西郷川が該当し、水位の区分として以下の水位情報がある。

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	水位			
			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
西郷川	四角橋	福津市日蔭野	1.62	2.38	2.54	2.66
○避難基準		▽高齢者等避難: 氾濫注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき ▽避難指示: 避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあり、堤防の決壊や氾濫発生のおそれがあるとき				

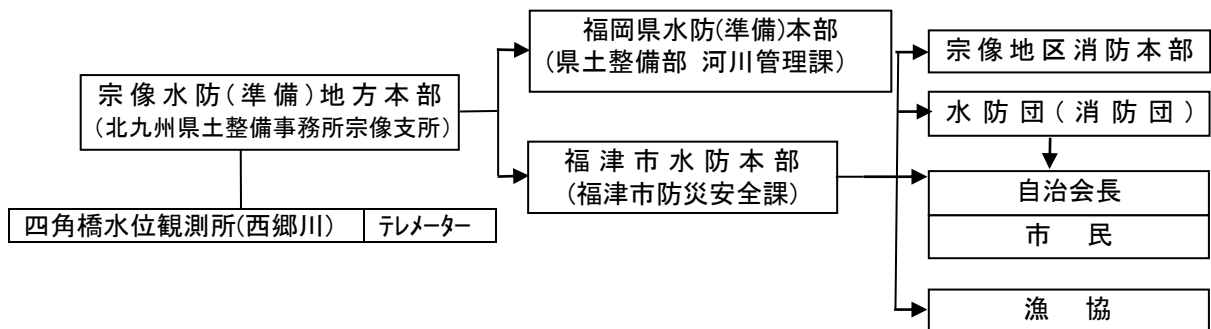
※水位到達情報(水防法第13条第1項、第2項)

西郷川について、水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、洪水による災害の発生が予想される場合、水位到達情報を必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 水防警報の伝達系統

宗像水防地方本部は、福津市長等の関係水防管理者に水防警報を発表する。水防管理者(市長)は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■連絡通信系統



第4 雨量及び水位の通報

1 通報基準

雨量及び水位については、北九州県土整備事務所宗像支所がテレメーター等による観測を行い、増水時の水位、雨量の通報基準に基づき宗像水防地方本部、水防関係機関に迅速、的確に連絡(通報)をする。

■通報基準計

水位の通報	○ 観測員は、水防団待機水位を超えてから、水防団待機水位以下となるまで毎時観測し、通報する。
氾濫注意水位の通報	○ 観測員は、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位を超えたときは直ちに、その旨を通報する。
雨量の通報	○ 観測員は、雨が降り始めてから50ミリメートルに達したときは、その時刻と降り始めた時刻を通報するものとし、その後は毎時ごとの観測値を通報する。雨がやんだときは、その時刻と雨量を通報する。

2 福岡県総合防災情報システム

システムのデータは福岡県および国土交通省が観測している雨量・水位の情報を公開しています。

- ・(携帯電話用アドレス) <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>
- ・(インターネット用アドレス) <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu>

第5 決壊等の通報

堤防等決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、直ちに宗像水防地方本部及び氾濫のおそれがある方向の隣接水防管理団体及び区域住民に通報するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

第6 水防に関する広報

水防本部は、区域内の関係協力団体と連携し、水防広報の実施を効果的に行うものとする。

また、市民の水防に対する認識を深めるとともに命令情報の伝達要領、水防信号(別表12 福津市水防通信系統図(自治会名簿)参照)、避難計画等必要な事項を周知徹底する。

■サイレン信号

種類	説明	サイレン信号	備考
第一信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○—休止 ○—休止 約5秒吹鳴 約15秒休止 約5秒吹鳴 約15秒休止	
第二信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○—休止 ○—休止 約5秒吹鳴 約6秒休止 約5秒吹鳴 約6秒休止	
第三信号	市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○—休止 ○—休止 約10秒吹鳴 約5秒休止 約10秒吹鳴 約5秒休止	
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	○—休止 ○—休止 約1分吹鳴 約5秒休止 約1分吹鳴 約5秒休止	

※信号は、適宜の時間継続とする。

※危険が去ったときは、口答伝達により周知する。

第5章 重要水防区域

重要水防区域は、福津市の地域に係る河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮、土砂災害等の災害発生のおそれがあり、また過去の災害履歴により重点的に巡視、警戒を必要とする区域(箇所)とする。(別表13 水害発生危険箇所一覧表、別図2 水害発生危険箇所位置図参照)

第6章 予防及び警報

第1 気象庁が行う予防及び警報

1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

福岡管区気象台は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認め

られるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2 水防活動の利用に適合する注意報、警報、特別警報の発表基準一覧

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

3 福津市の警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日 現在
発表官署 福岡管区気象台

福津市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	福岡地方		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	134
	洪水	流域雨量指数基準	黒石川流域=7.9, 西郷川流域=11.3, 本木川流域=5.6, 手光今川流域=8.1	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			玄界灘・沖ノ島周辺	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			玄界灘・沖ノ島周辺	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山地	12時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	玄界灘・沖ノ島周辺	6.0m	
高潮	潮位	1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	黒石川流域=6.3, 西郷川流域=9, 本木川流域=4.4, 手光今川流域=6.4	
		複合基準*1	西郷川流域=(8.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			玄界灘・沖ノ島周辺	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			玄界灘・沖ノ島周辺	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
			山地	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	玄界灘・沖ノ島周辺	2.5m
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
玄界灘・沖ノ島周辺			500m	
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上			
低温	夏季: 平年より平均気温が 4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬季: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜、最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	大雨警報・注意報の条件下で気温-2℃~2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110 mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

4 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(ア)種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(イ)発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

(注)1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ)津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※1や予想される津波の高さを発表します。 ※2各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を公表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表します。

(注)※1 津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を公表する。なお、大津波警報を公表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を公表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を公表している沿岸で3m以下、津波警報を公表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100kmを超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

※2 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(エ)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(気象庁が発表する特別警報)(参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。

なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第7章 自衛隊及び警察官の出動要請

第1 自衛隊の出動要請

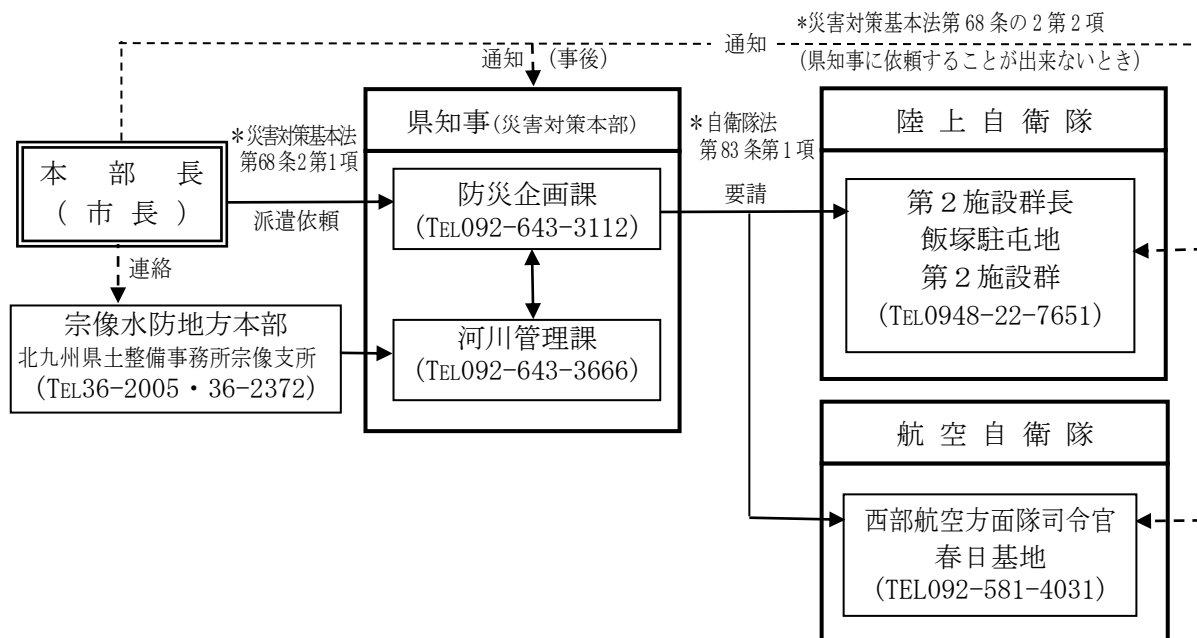
1 出動要請

本部長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県知事(防災企画課)に依頼する。なお、事後速やかに依頼文を提出する。

本部長は、通信の途絶え等により、県知事に要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

本部長は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨の通知をする。

■災害派遣要請系統



■知事への自衛隊の災害派遣要請依頼様式

	文書番号 年月日
福岡県知事殿	福津市長 (印)
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を求めます。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 	

■知事への自衛隊の災害派遣撤収要請依頼様式

福岡県知事殿 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。 <p style="text-align: center;">記</p> 1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業内容 4 その他参考事項	文書番号 年 月 日 福津市長 (印)
---	-------------------------------

2 派遣部隊の受け入れ

派遣部隊の受け入れに対しては、以下の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処理する。

■受け入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管(調達)場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	○ 市が指定する場所(あんずの里運動公園ほか)
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務班に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。

3 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、当該市町村が協議し負担割合を定める。

■経費の負担範囲

<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費 ○ 宿泊に必要な土地、建物の経費 ○ 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等 ○ 救援活動実施の際に生じた損害の補償 ○ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。
--

4 ヘリポートの準備

ヘリポートを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

第2 警察官の災害派遣要請

水防法第22条の規定により、水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、警察署長(宗像警察署)に対して、警察官の出動を求めることができる。

第8章 水防施設及び資機材

第1 水防倉庫

市水防倉庫の備蓄状況は、「別表7 水防倉庫」のとおりである。

第2 資材の取扱

資材の引渡しは管理責任者(総務部長)が行うが、消防団員等が非常の場合、やむを得ず許可なく使用した場合は、事後速やかに報告しなければならない。

市有の資材でなお不足の場合は、県有水防資材の使用を北九州県土整備事務所宗像支所及び市内資材業者(別表8 市内資材業者及び資材の手持状況参照)に対し要請するものとする。

第9章 水防標識

第1 緊急通行標識

水防に従事する職員が出動するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。



第2 優先通行車両標識

水防法第18条の規定により県知事が定める水防のため優先通行できる車両の標識は、次のとおりとする。



第 10 章 水防報告と記録

第 1 水防報告

水防活動又は水防訓練の結果について、水防法第 47 条の規定に基づき、水防体制から常時に復したとき(原則として各四半期終了後 10 日以内)又は訓練を終了したときは、水防活動実施報告書等(水防報告要領に基づく)に、次の事項を付記して北九州県土整備事務所宗像支所を経由し知事に報告する。(別表3 水防活動実施報告書、別表4 水防訓練報告書 参照)

- ・天候の状況
- ・洪水増減の状況
- ・水防団員および消防機関に属するものの出動時刻及び人員
- ・堤防その他の施設の異常の有無
- ・水防作業の状況
- ・使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
- ・法第 21 条の規定による公用負担下命等の種類及び員数
- ・応援の状況
- ・住居者の状況
- ・警察の援助の状況
- ・現場指導の官公吏員
- ・立退きの状況
- ・水防関係者の死傷の有無並びに罹災者状況
- ・殊勲者及びその功績
- ・殊勲水防団とその功績
- ・今後の水防について考慮を要する点、その他所見

第 2 水防記録

1 水防日誌

水防管理者は、「別表5 水防日誌」を作成し、災害時の状況を記録する。

2 水防資材受払簿

水防管理者は、「別表6 水防資材受払簿」を作成し、水防資材の受払等を明示する。

第 11 章 避難及び立退き

第 1 立退き指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き、またはその準備の指示を行うものとする。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。(水防法第 29 条)

第 2 避難情報の伝達

総務班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難情報を防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要援護者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等
	各施設管理者、 自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ 避難先 ○ 避難経路	○ 高齢者等避難・避難指示の理由 ○ 注意事項(戸締まり、携行品)等

第 12 章 費用負担及び公用負担

第 1 費用負担

水防管理団体は、その区域内の水防に対する費用を、水防法第 41 条の規定により負担する。

ただし、他の水防管理者相互間において、その費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

第 2 公用負担

1 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、次の権限を行使することができる。

■公用負担の権限項目

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木、その他資材の使用並びに収用
- 車両、その他運搬用機器及び排水用機器の使用
- 工作物、その他障害物の処分

2 公用負担命令権限証

水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行しなければならない。

■公用負担命令権限証

公用負担命令権限証	
身分・所属 氏 名	
上の者に 区域に於ける水防法第 28 条第 2 項の 権限行使を委任した事を証明する。	
年 月 日	
福津市水防管理者 福津市長	
印	

3 公用負担命令

水防法第 28 条第 1 項の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

■公用負担命令書

第 号	公用負担命令書	
目的物	種類	員数
水防法第 28 条第 1 項により使用（収用処分）する。		
年 月 日	殿	
	福津市水防管理者 福津市長	印

第 13 章 資料の提出及び立入

水防法第 49 条第 2 項の規定により、福津市職員に属する者は、必要な土地に立ち入る場合において、その身分を示す次の証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

■身分証明書

(表)

水防職員之証	
第 号交付 令和 年 月 日	
身分・所属	
氏 名	
生年月日	
上の者は福津市水防職員であることを証明する。	
福津市水防管理者 福津市長	印

(裏)

水防職員の心得
1 記名以外の者の使用を禁ず。
2 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。
3 本証は、水防法 49 条第 2 項に基づく土地立入証である。

※免許証サイズ

第14章 水防訓練

第1 実施要項

水防訓練は、次の項目について行う。特に、一般住民の参加を求め水防思想の高揚に努める。

- ① 観測(水位、潮位、雨量、風速)
- ② 通報(水防関係機関、住民)
- ③ 動員(消防機関の職員、水防団、居住者の応援)
- ④ 輸送(資材、器材、人員)
- ⑤ 工法(各水防工法)
- ⑥ (排・取)水門等の操作
- ⑦ 避難、立退き(危険区域居住者の避難)

第2 水防訓練の実施期間

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独または関係機関と合同で実施する。

第15章 水防協議会

水防法第33条第1項の規定に基づき、福津市水防協議会を設置する。
福津市水防協議会に関し必要な事項は福津市水防協議会設置条例による。

■ 添付資料

別表 1 福津市水防本部の分掌事務

対策班	所属	分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	
総務班	総務部 ・総務課 ・人事秘書課 ・管財課 ・防災安全課	職員の動員調整、総合連絡統制 災害対策本部の設置、廃止、庶務 本部会議の開催 対策本部との連絡調整、活動状況のとりまとめ 災害応急対策全般の調整 議員との連絡調整	
	経営企画部 ・経営戦略課 ・財政調整課 ・情報化推進課	公共施設、公共空地の利用調整 民間建物等の被害調査(住家被害認定調査) 見舞者等への応接、秘書 災害応急対策に関する財政措置 気象情報、地震情報等の収集伝達	
	議会事務局 ・議事課	洪水予警報、水防警報の収集伝達 水害の警戒活動	
	・会計課	土砂災害の警戒活動 津波災害の警戒活動	
	・監査事務局	県、関係機関との災害情報の交換 住民組織(自主防災組織等)との連絡 本部長指示による被災地の現地調査 市域の災害情報のとりまとめ	
			県、国、関係機関への災害情報の報告、通知 市域の災害広報 災害に関する写真、ビデオ等による記録 報道機関への協力要請、報道対応 相談窓口の設置
			自衛隊派遣要請、受入、連絡調整 県、他市町村への応援要請、連絡調整 消防応援の要請、受入、連絡調整 海外からの支援受入
			災害救助法の適用 災害救助費関係資料の作成、報告 行方不明者名簿の作成 車両、燃料の確保、配車
			緊急通行車両等の確認申請 臨時ヘリポートの設置 避難情報の発令 警戒区域の設定
			避難所の開設 避難所の運営(支援) 食料の確保、供給 職員の給食
			職員の衛生管理 生活物資の確保、供給 救援物資の受入等 応急仮設住宅の建設等
			応急仮設住宅の入居者選定 り災証明の発行 雇用機会の確保 義援金品の受入及び配分
			災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付 風評被害等への対応 外国人への支援

別表1 福津市水防本部の分掌事務

対策班	所 属	分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
市民班	市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課	市民の安否確認と支援情報等の提供 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送 物資集配拠点の設置 避難誘導 避難所の運営 炊き出しの実施、支援 物資の受入、仕分け等 遺体の埋葬許可書の発行 租税の減免等の措置
保健 福祉班	健康福祉部 ・福祉課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課	救急活動 医療救護所の設置 県への医療救護の派遣要請、連絡調整 医療救護活動 後方医療機関の確保 医薬品、医療資機材等の確保 被災者の健康と衛生状態の管理 職員の衛生管理 心のケア対策 避難誘導 要配慮者の安全確保、安否確認 避難所の要配慮者に対する応急支援 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送 要配慮者への各種支援 福祉仮設住宅の供給 要配慮者への福祉仮設住宅での支援 応急仮設住宅の建設等 応急仮設住宅の入居者選定 被災地の防疫 遺体の処理、検案 保育所児童の安全確保、安否確認 応急保育 女性の相談対応
生活 環境班	市民共働部 ・地域コミュニティ課 ・うみがめ課 経済産業部 ・農林水産課 ・観光振興課 ・商工振興課 ・農業委員会事務局	水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動 本部長指示による被災地の現地調査 津波災害の警戒活動 要員の確保(公共職業安定所) ボランティアの活動支援 交通情報の収集、道路規制 道路交通の確保 警戒区域の設定 旅行者、滞在者の安全確保 外国人への支援 食品の衛生対策 被災地の防疫 有害物質の漏洩等防止 仮設トイレの設置 し尿の処理 生活ごみ、粗大ごみの処理 災害廃棄物の処理 漁港等の障害物の除去 動物の保護、収容

別表1 福津市水防本部の分掌事務

対策班	所 属	分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
生活 環境班	市民共働部 ・地域コミュニティ課 ・うみがめ課 経済産業部 ・農林水産課 ・観光振興課 ・商工振興課 ・農業委員会事務局	納棺用品等の確保 遺体の収容、安置 遺体の埋葬 堤防、水路の被害調査、応急対策 ため池の被害調査、応急対策 漁港・海岸施設の緊急点検、応急対策 雇用機会の確保 農林漁業者への支援 中小企業者への支援
建設班	都市整備部 ・都市計画課 ・建設課	水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動 本部長指示による被災地の現地調査 民間建物等の被害調査 交通情報の収集、道路規制 道路交通の確保 警戒区域の設定 福祉仮設住宅の供給 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 応急仮設住宅の建設等 応急仮設住宅の入居者選定 空屋住宅への対応 被災住宅の応急修理 住家、河川等の障害物の除去 道路の啓開活動 危険箇所の安全対策 住宅復興資金等の融資 災害公営住宅の建設等
上下 水道班	都市整備部 ・下水道課 ・宗像地区事務組合	給水需要の調査 飲料水の確保、供給 水道施設の応急対策 下水管渠、下水処理施設の応急対策
文教班	教育部 ・教育総務課 ・学校教育課 ・郷育推進課 ・文化財課 ・新設小学校準備室	臨時ヘリポートの設置 避難誘導 所管施設の避難所の開設(支援) 避難所の運営(支援) 炊き出しの実施、支援 幼稚園児、児童等の安全確保、安否確認 応急教育 文化財対策
消防班	消防団 ・消防団本部 ・消防団分団	水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動 市域の災害広報 行方不明者の搜索 救助活動 救急活動 消火活動 避難情報の発令 警戒区域の設定 避難誘導 幼稚園児、児童等の安全確保、安否確認 保育所児童の安全確保、安否確認

別表 1 福津市水防本部の分掌事務

対策班	所属	分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
	各班共通	部課内職員の動員配備調整、安否確認
		所管施設、所管事項の被害調査、応急対策
		対策本部への報告
		対策本部内の相互応援
		所管事項に関する民間事業者等への協力要請

別表2 指定一般避難所等

令和7年5月現在

施設名	所在地	床面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電話番号 0940
(学校関係)				
勝浦小学校	勝浦 2255	446	127	52-0364
● 上西郷小学校	内殿 591-4	783	223	42-0258
● 神興小学校	東福間 6 丁目 4-1	704	201	42-0685
神興東小学校	津丸 950	840	240	43-0775
津屋崎小学校	津屋崎 8 丁目 4-1	878	250	52-0075
● 福間小学校	西福間 2 丁目 4-1	965	275	42-0073
● 福間南小学校	日蒔野 4 丁目 11-2	810	231	43-0778
津屋崎中学校	津屋崎 1 丁目 5-16	1,280	365	52-0056
福間中学校	花見が丘 2 丁目 10-1	1,050	300	42-1124
● 福間東中学校	津丸 663	952	272	43-0770
県立光陵高等学校	光陽台 5 丁目	891	254	43-5301
県立水産高等学校	津屋崎 4 丁目 46-14	1,335	381	52-0158
(公共施設等)				
● 福津市複合文化センター 文化会館「カメリアホール」	津屋崎 1 丁目 7-2	914	261	52-3321
福津市中央公民館	手光 2222	1,379	394	43-2100
● 宮司コミュニティセンター	宮司浜 2 丁目 15-1	597	170	52-5901
福間体育センター	西福間 2 丁目 9-1	932	266	43-4000
津屋崎体育センター	津屋崎 1 丁目 5-1	790	225	52-2684
福津市立図書館	中央 1 丁目 1-2	378	108	42-8000
● 健康福祉総合センター「ふくとびあ」	手光南 2 丁目 1-1	1,880	537	34-3351
● 農林漁業体験実習館「あんずの里」	勝浦 1667-1	332	94	52-5995
勝浦郷づくり交流センター	勝浦 2274-1	71	20	52-2217
津屋崎郷づくり交流センター	津屋崎 1 丁目 7-2	174	49	52-1553
神興郷づくり交流センター	東福間 6 丁目 4-1	101	28	43-0621
上西郷郷づくり交流センター	内殿 591-15	153	43	72-5093
神興東郷づくり交流センター	久末 236-1	131	37	43-1421
原町公民館	福間南 3 丁目-17-1	228	65	42-0805
福間会館	中央 5 丁目 3-7	239	68	42-0604

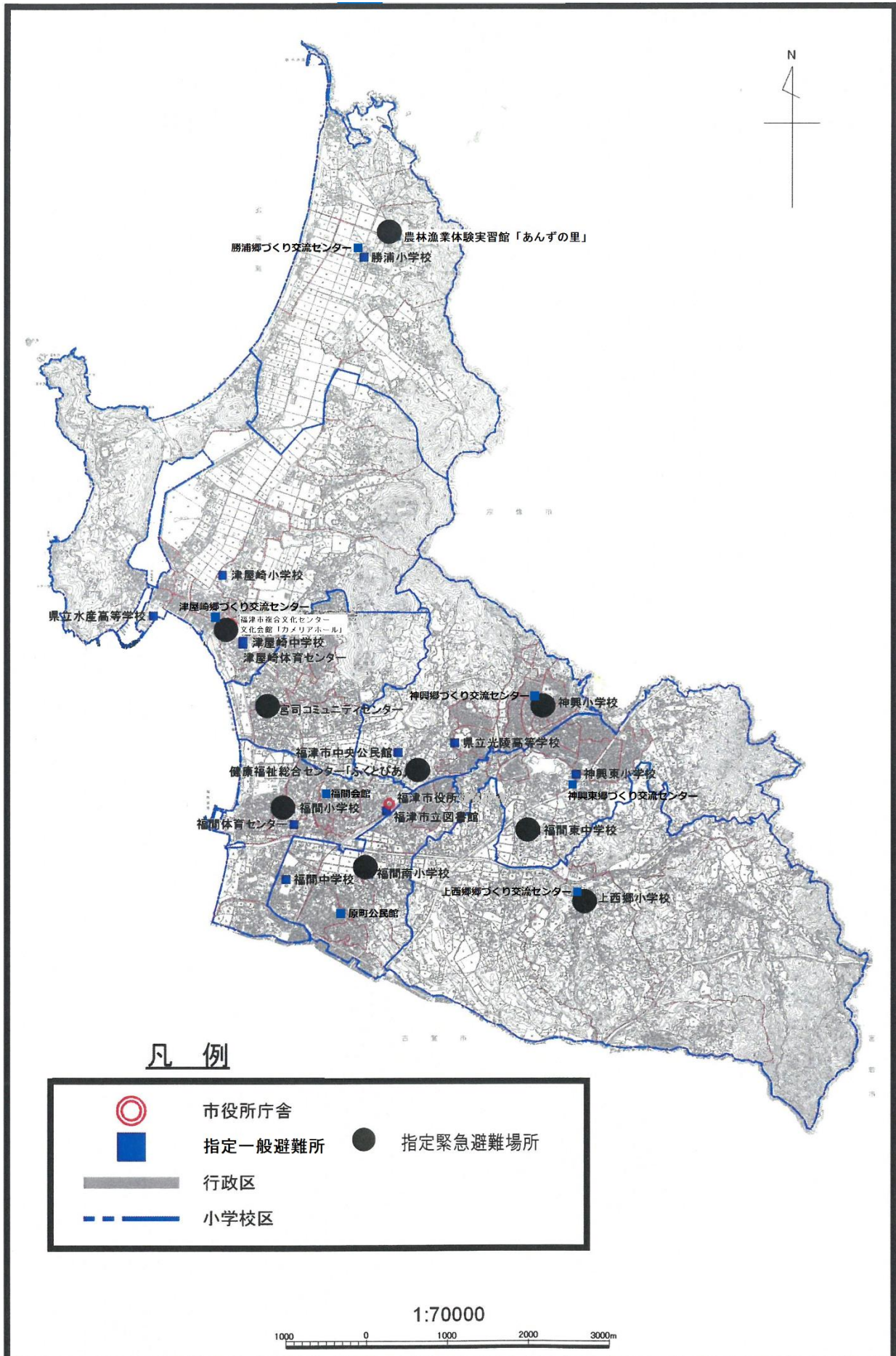
※指定緊急避難場所は●で明記(指定避難所を兼ねる)

注 1)避難所は避難者を収容する建物

注 2)学校は体育館を対象とする。

注 3)収容可能人員(人)=利用可能面積÷3.5 ㎡

別図1 指定一般避難所等位置図



別表3 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

自 年 月 至 年 月

福津市	区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材25万円以上使用団体分			備考
		団体数	活動延 人員	主要 資材	その他 資材	計	団体数	主要資材 円	使用資材費 その他資材 円	
	水防管理団体分 前回迄		人	円	円	円		円	円	
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	小計									
	累計									

別表 4 水防訓練報告書

水防訓練報告書

実施年月日		平成	年	月	日	地先	川筋	福津市	大字	地先	福津市	左岸 右岸	
実施団体		団体名							合計	〇〇小学校	名	名	
		参加人員								〇〇	名	名	
訓練概要		一般経費		資材費		適用							
		人件費	その他 (食料燃料)	計 (A)	吹	杭	縄	計 (B)	合計 (A+B)				
福津市		円		円	(枚)	(枚)	(巻)	円	円	円			
県支出		円		円	(枚)	(枚)	(巻)	円	円	円			
(想定)													
付記						結果講評(良かった点・悪かった点)							

(注)付記には「通信連絡」訓練について各機関に至る時間の経過等を記入すること。

※提出部数 3部(国土交通省1 河川課1 土木事務所1)

水防活動に際しては、資材受払簿、購入証拠書類及び水防活動を行っている現場の写真等の整備を計ること。

別表5 水防日誌

水 防 日 誌

水防実施月日	令和 年 月 日 豪雨 台風 号				警報日の 発 表			
出水の概要	○○川 出水位 ○○m 氾濫注意水位 ○○m :連続雨量 mm (月 日 時~ 月 日 時) :最大日雨量 mm (月 日 時~ 月 日 時) :最大時間雨量 mm (月 日 時~ 月 日 時)							
水防実施箇所	福津市 大字 地先							○○m
出動人員数 (うち応援)	消防団員	警察官	自衛隊員	その他			計	
	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
水防作業概況及び 工法								
水 防 効 果			区分		団体別	管理団体名	県支出分	計
			被害防止	実被害	人件費			
一般 災 害	田	m ² 冊	m ² 冊	所 用 経 費	資 材			
	畑	m ² 冊	m ² 冊		器 材			
	家屋	戸 冊	戸 冊		そ の 他			代等
	工場	戸 冊	戸 冊		小 計			
	その他一般 土木災害	冊	冊		合 計			
	小計	m ² 冊	m ² 冊	土のう袋				
				シート				
河 川 災 害	堤防	m 冊	m 冊	主 要 使 用 資 材 内 訳	縄			
	護岸	m 冊	m 冊		丸太			
	その他河川 災害	m 冊	m 冊		その他			
	小計	m 冊	m 冊			単位円	数量	単価
合計	m 冊	m 冊	功労者の氏名、年齢及び功績概要					
(備考)			破損などがあったとき、その原因 (水防作業者の立場より見て記入のこと)					
			水防活動に対する自己批判 (管理団体で記入のこと)					

別表7 水防倉庫

令和7年4月現在

水防資機材		水防倉庫名及び所在地					計
		市役所 内倉庫	津屋崎行政 センター 内水防倉庫	津屋崎行政 センター 内倉庫(106)	3号線下資 材置場	津屋崎新海 水防倉庫	
資材	土のう袋	1,200	300	—	—	—	1,500 枚
	ビニールシート	15	25	—	—	—	40 枚
	丸杭	—	—	—	—	60	60 本
	角杭	—	—	—	—	120	120 本
	矢板	—	—	—	20	—	20 枚
	VP用パイプ	—7	—	—	18	—	18 本
	鉄線	2	—	—	—	—	2 巻
	ビニール紐	—	—	—	—	—	0 巻
	ビニールロープ	—	—	—	—	—	0 巻
	標識ロープ	3	—	—	—	—	3 巻
	ワラ縄	4	—	—	—	—	4 束
器材	カケヤ	6	—	—	—	—	6 丁
	スコップ	20	—	—	—	—	20 丁
	エビジョウケ	10	—	—	—	—	10 枚
	ハンマー	3	—	—	—	—	3 本
	両口ハンマー(4k)	3	—	—	—	—	4 本
	両口ハンマー(3.5k)	3	—	—	—	—	3 本
	カマ(中厚)	3	—	—	—	—	3 本
	鍬	—	—	—	—	—	0 本
	三つ又鍬	1	—	—	—	—	1 本
	唐鍬	2	—	—	—	—	2 本
	ペンチ	4	—	—	—	—	4 本
	ノコギリ	4	—	—	—	—	4 本
	MCC クリップ	—	—	—	—	—	0 本
	ツルハシ	20	—	—	—	—	20 本
六角バール	4	—	—	—	—	4 本	
一輪車	3	7	—	—	—	10 台	

別表8 市内資材業者及び資材の手持状況

令和7年4月現在

資材業者名	所在地区名	電話番号	手持資材			
			土嚢袋	縄・ ビニールロープ	杭	ビニールシート
片岡製材所	中央2丁目	42-0101	—	—	60本	100枚
西野木材	津屋崎6丁目	52-0149	—	—	100本	—
建TOOL福津本店	宮司2丁目	62-5306	4,000枚	100m×50本	80本	200枚
合計			4,000枚	100m×50本	240本	300枚

別表9 市内における自動車・重機等所有状況

令和7年4月現在

(車種)	福津市	福津市 消防団	(福津市土木組合) 福岡土木協同組合	計
消防車		20	0	20
乗用車	44	3	23	57
バス(マイクロ)	2		0	2
トラック(4t以上)			8	9
トラック(小型・軽含む)	3		21	23
タイヤシャベル			2	0
パワーシャベル			21	19
ポクレン(タイヤユンボ)			0	0
ブルドーザー			0	0
ユニック			1	0
水中ポンプ			25	20
発電機			15	12
コンクリートカッター			9	6
コンプレッサー			1	0
覆工板			54	35
ランマー			10	9
プレート			14	11
振動ローラ			3	2

別表10 福津市水防会議メンバー

令和7年4月現在

役 職	機 関
市 長	福津市
副市長	福津市
教育長	福津市教育委員会
警備課長	福岡県警察宗像警察署
福津消防署長	宗像地区消防本部福津消防署
宗像支所長	福岡県北九州県土整備事務所宗像支所
福間支部代表	福津市土木組合
津屋崎支部代表	福津市土木組合
<総務部>	
総務部長	福津市
<都市整備部>	
都市整備部長	〃
建設課長	〃
都市計画課長	〃
下水道課長	
消防団長	福津市消防団
副団長	〃
副団長	〃
副団長	〃
防災安全課長	福津市(事務局)
安心安全まちづくり係長	〃
安心安全まちづくり係(消防主任)	〃

別表11 福津市消防団水防活動配置表

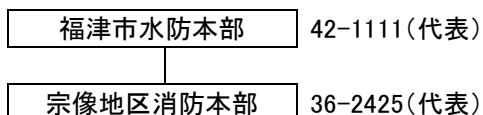
令和7年4月現在

本部 福津市役所 42-1111(代表)	指揮者(班 長)	団 長	水上 雅博
	(副班長)	副団長	石津 憲一
	(副班長)	副団長	中村 忠夫
	(副班長)	副団長	安武 則久
		消防主任	大藤 孝基

地区	分団	階級	氏 名	担当区域
津屋崎	1	分団長	永島 浩太郎	津屋崎、渡地区全域 津屋崎小学校、津屋崎中学校
	2	分団長	石田 司	宮司、在自地区全域
	3	分団長	野崎 陽介	梅津、塩浜、須多田、大石、生家地区全域
	4	分団長	花田 勇人	勝浦地区全域、勝浦小学校
福 間	5	分団長	竜口 裕一	西郷川(四角井堰～鉄橋両谷橋～合流点) 福間南小学校 四角、両谷、光陽台 1～3、日蔭野
	6	分団長	井上 進也	西郷川(鉄橋～旭橋～浜迄) 今川(今川竿線より下流)、福間小学校
	7	分団長	田上 浩司	苅目川全域、井尻川、福間中学校、 原町団地区域、船橋川、日蔭野
神 興	8	分団長	米倉 健史	手光川(宮地道より上流) 冠、小竹区内の河川 神興小学校
	9	分団長	小田 慶太郎	桜川(桜川 2 号橋より上流)、津丸、久末区内の河川 神興東小学校、福間東中学校 八並川(全域)、山の口川(合流点より上流)
上西郷	10	分団長	八波 与志雄	西郷川(四角橋～本木畦町合流点)、 両谷川(両谷橋上流)、大内川(全域)、 上西郷小学校
	11	分団長	深尾 利生	畦町川(乙尾橋～合流点)、畦町川(乙尾橋より上流) 本木川(金口橋～合流点)、本木川(金口橋より上流)
水上部	13	分団長	西住 航太	津屋崎海岸一帯

別表12 福津市水防通信系統図（自治会名簿）

令和7年4月現在



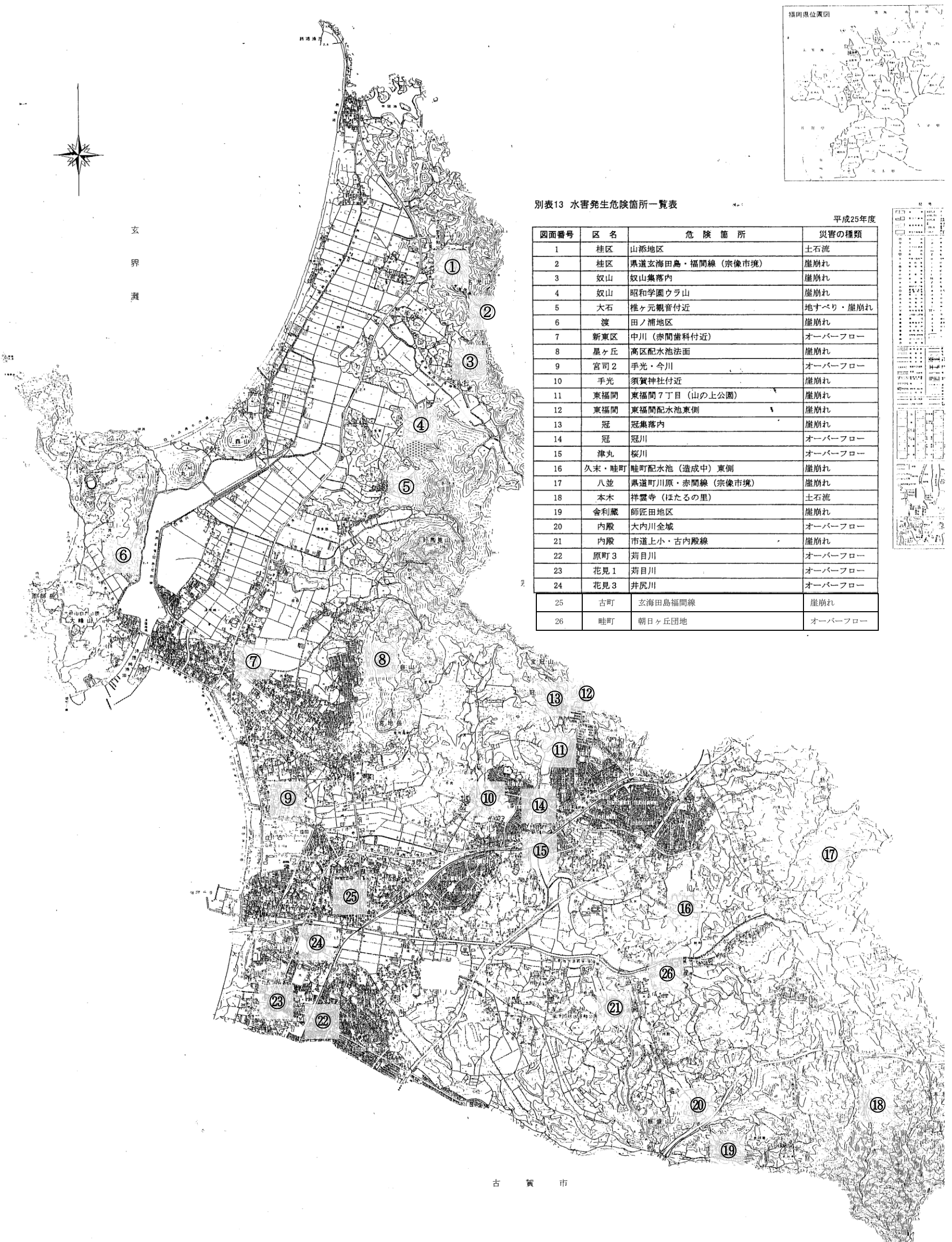
NO.	郷づくり地域	自治会名	NO.	郷づくり地域	自治会名	NO.	郷づくり地域	自治会名
1	勝浦	奴山区	36	神興東	久末区	71	神興	光陽台6区
2	勝浦	桂区	37	神興東	八並区	72	福間	花見1区
3	勝浦	西東区	38	神興東	若木台1区	73	福間	花見2区
4	勝浦	勝浦浜区	39	神興東	若木台2区	74	福間	花見3区
5	勝浦	勝浦松原区	40	神興東	若木台3区	75	福間	花見4区
6	勝浦	塩浜区	41	神興東	若木台4区	76	福間	南町区
7	津屋崎	在自区	42	神興東	若木台5区	77	福間	緑町区
8	津屋崎	須多田区	43	神興東	若木台6区	78	福間	本町区
9	津屋崎	大石区	44	神興東	桜川区	79	福間	福間松原区
10	津屋崎	生家区	45	神興東	あけぼの区	80	福間	昭和区
11	津屋崎	梅津区	46	神興東	三角区	81	福間	西福間1区
12	津屋崎	末広区	47	上西郷	畦町区	82	福間	西福間5区
13	津屋崎	渡区	48	上西郷	本木区	83	福間	古町区
14	津屋崎	東町1区	49	上西郷	舍利蔵区	84	福間	大和1区
15	津屋崎	東町2区	50	上西郷	内殿区	85	福間	大和2区
16	津屋崎	天神町区	51	上西郷	上西郷区	86	福間南	四角区
17	津屋崎	新成区	52	上西郷	上西郷自治区	87	福間南	両谷区
18	津屋崎	岡の2区	53	神興	手光区	88	福間南	原町1区
19	津屋崎	岡の3区	54	神興	冠区	89	福間南	原町2区
20	津屋崎	新町区	55	神興	小竹区	90	福間南	原町3区
21	津屋崎	北の1区	56	神興	東福間1区	91	福間南	有弥の里1区
22	津屋崎	北の2区	57	神興	東福間2区	92	福間南	有弥の里2区
23	津屋崎	五反田区	58	神興	東福間3区	93	福間南	光陽台1区
24	津屋崎	新東区	59	神興	東福間4区	94	福間南	光陽台2区
25	津屋崎	堅川区	60	神興	東福間5区	95	福間南	光陽台3区
26	宮司	善福区	61	神興	東福間6区	96	福間南	光陽台南区
27	宮司	的岡区	62	神興	東福間7区	97	福間南	日蒔野1区
28	宮司	宮司1区	63	神興	東福間8区	98	福間南	日蒔野2区
29	宮司	宮司2区	64	神興	東福間9区	99	福間南	日蒔野3区
30	宮司	宮司3区	65	神興	東福間10区	100	福間南	日蒔野4区
31	宮司	宮司西区	66	神興	東福間11区	101	福間南	日蒔野5区
32	宮司	星ヶ丘区	67	神興	東福間12区	102	福間南	日蒔野6区
33	宮司	宮司ヶ丘区	68	神興	高平区			
34	神興東	通り堂区	69	神興	光陽台4区			
35	神興東	津丸区	70	神興	光陽台5区			

別表 13 水防発生危険箇所一覧表

図面番号	区名	危険箇所	災害の種類
1	桂区	山添地区	土石流
2	桂区	県道玄海田島・福間線(宗像市境)	崖崩れ
3	奴山	奴山集落内	崖崩れ
4	大石	椎ヶ元観音付近	地すべり・崖崩れ
5	渡	田ノ浦地区	崖崩れ
6	新東区	在自川(赤間歯科付近)	オーバーフロー
7	星ヶ丘	高区配水池法面	崖崩れ
8	宮司2	手光・今川	オーバーフロー
9	手光	須賀神社付近	崖崩れ
10	東福間	東福間7丁目(山の上公園)	崖崩れ
11	東福間	東福間配水池東側	崖崩れ
12	冠	冠集落内	崖崩れ
13	冠	冠川	オーバーフロー
14	津丸	桜川	オーバーフロー
15	八並	県道町川原・赤間線(宗像市境)	崖崩れ
16	本木	祥雲寺(ほたるの里)	土石流
17	舎利蔵	師匠田地区	崖崩れ
18	内殿	大内川全域	オーバーフロー
19	内殿	市道上小・古内殿線	崖崩れ
20	原町3	苺目川	オーバーフロー
21	花見1	苺目川	オーバーフロー
22	花見3	井尻川	オーバーフロー
23	手光	石塚橋	洪水橋梁被害
24	内殿	県道町川原赤間線	崖崩れ
25	古町	玄海田島福間線	崖崩れ
26	畦町	朝日ヶ丘団地	オーバーフロー

別図2 水害発生危険箇所位置図

別図2 水害発生危険箇所位置図



別表13 水害発生危険箇所一覧表

平成25年度			
図面番号	区名	危険箇所	災害の種類
1	桂区	山添地区	土石流
2	桂区	県道玄海田島・福岡線(宗像市境)	崖崩れ
3	奴山	奴山集落内	崖崩れ
4	奴山	昭和学園ウラ山	崖崩れ
5	大石	椎ヶ元観音付近	地すべり・崖崩れ
6	渡	田ノ浦地区	崖崩れ
7	新東区	中川(赤間歯科付近)	オーバーフロー
8	星ヶ丘	高区配水池法面	崖崩れ
9	宮司2	手光・今川	オーバーフロー
10	手光	須賀神社付近	崖崩れ
11	東福岡	東福岡7丁目(山の上公園)	崖崩れ
12	東福岡	東福岡配水池東側	崖崩れ
13	冠	冠集落内	崖崩れ
14	冠	冠川	オーバーフロー
15	津丸	桜川	オーバーフロー
16	久末・畦町	畦町配水池(造成中)東側	崖崩れ
17	八並	県道町川原・赤間線(宗像市境)	崖崩れ
18	本木	祥雲寺(ほたるの里)	土石流
19	舍利蔵	師匠田地区	崖崩れ
20	内殿	大内川全域	オーバーフロー
21	内殿	市道上小・古内殿線	崖崩れ
22	原町3	苜目川	オーバーフロー
23	花見1	苜目川	オーバーフロー
24	花見3	井尻川	オーバーフロー
25	古町	玄海田島福岡線	崖崩れ
26	畦町	朝日ヶ丘団地	オーバーフロー

古賀市

別表 14 重要水防箇所（知事管理区間）

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の以下のとおりである。

・ 河川

水系名	河川名	岸別 左右	延長 (m)	位置		予想 される 事態	重要度	水防工法
				大字	キ口杭位置			
手光今川	手光今川	左右	250 250	手光	戸井手3号井 堰下流	溢水	背後地に家屋あるい は商業施設に被害が 予想されるもの	積み土 のう工
西郷川	西郷川	左	250	向山	浜田橋上下 流		背後地に家屋あるい は公共施設に被害が 予想されるもの	
西郷川	本木川	左右	1,000 1,000	本木	大道橋上流		背後地に農地に被害 が予想されるもの	
西郷川	大内川	左右	400 400	内殿	内殿橋上流		背後地に家屋に被害 が予想されるもの	

・ 海岸

沿岸名	海岸名	重要水防区域		予想される 事態	重要度
		延長(m)	地先名		
玄界灘	津屋崎海岸	樋門1か所 130	福津市津屋崎	漏水塩害	背後地に農地に被害が 予想されるもの

福津市水防計画書

—令和7年度—

編集・発行 福津市
事務局 福津市総務部防災安全課
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号
TEL 0940-42-1111(代表)
FAX 0940-43-3168
URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>
E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

